

なお、記載内容は試験の合否には関係ありません。

【記入された個人情報、個人情報保護法に基づき、適正に管理します。】

(矯正心理専門職及び法務教官)

少年院、少年鑑別所及び刑事施設の所在地			
施 設 名	都道府県名	施 設 名	都道府県名
(北海道矯正管区)		(近畿矯正管区)	
札幌刑務所	北海道	大阪刑務所	大阪府
北海少年院	北海道	京都医療少年院	京都府
(分院) 紫明女子学院	北海道	浪速少年院	大阪府
札幌少年鑑別所	北海道	交野女子学院	大阪府
(分所) 函館少年鑑別支所	北海道	和泉学園	大阪府
(分所) 釧路少年鑑別支所	北海道	(分院) 泉南学寮	大阪府
旭川少年鑑別所	北海道	加古川学園	兵庫県
(東北矯正管区)		(分院) 播磨学園	兵庫県
宮城刑務所	宮城県	奈良少年院	奈良県
盛岡少年院	岩手県	大津少年鑑別所	滋賀県
東北少年院	宮城県	京都少年鑑別所	京都府
(分院) 青葉女子学園	宮城県	大阪少年鑑別所	大阪府
青森少年鑑別所	青森県	神戸少年鑑別所	兵庫県
仙台少年鑑別所	宮城県	奈良少年鑑別所	奈良県
(分所) 盛岡少年鑑別支所	岩手県	和歌山少年鑑別所	和歌山県
(分所) 山形少年鑑別支所	山形県	(中国矯正管区)	
秋田少年鑑別所	秋田県	広島刑務所	広島県
福島少年鑑別所	福島県	岡山少年院	岡山県
(関東矯正管区)		広島少年院	広島県
府中刑務所	東京都	(分院) 貴船原少女苑	広島県
川越少年刑務所	埼玉県	松江少年鑑別所	島根県
茨城農芸学院	茨城県	岡山少年鑑別所	岡山県
水府学院	茨城県	広島少年鑑別所	広島県
喜連川少年院	栃木県	(分所) 鳥取少年鑑別支所	鳥取県
赤城少年院	群馬県	山口少年鑑別所	山口県
榛名女子学園	群馬県	(四国矯正管区)	
八街少年院	千葉県	丸亀少女の家	香川県
多摩少年院	東京都	四国少年院	香川県
東日本少年矯正医療・教育センター	東京都	徳島少年鑑別所	徳島県
愛光女子学園	東京都	高松少年鑑別所	香川県
久里浜少年院	神奈川県	松山少年鑑別所	愛媛県
新潟少年学院	新潟県	高知少年鑑別所	高知県
有明高原寮	長野県	(九州矯正管区)	
駿府学園	静岡県	福岡刑務所	福岡県
水戸少年鑑別所	茨城県	筑紫少女苑	福岡県
宇都宮少年鑑別所	栃木県	福岡少年院	福岡県
前橋少年鑑別所	群馬県	人吉農芸学院	熊本県
さいたま少年鑑別所	埼玉県	中津少年学院	大分県
千葉少年鑑別所	千葉県	大分少年院	大分県
東京少年鑑別所	東京都	沖縄少年院	沖縄県
東京西少年鑑別所	東京都	(分院) 沖縄女子学園	沖縄県
横浜少年鑑別所	神奈川県	福岡少年鑑別所	福岡県
新潟少年鑑別所	新潟県	(分所) 小倉少年鑑別支所	福岡県
甲府少年鑑別所	山梨県	佐賀少年鑑別所	佐賀県
長野少年鑑別所	長野県	長崎少年鑑別所	長崎県
静岡少年鑑別所	静岡県	熊本少年鑑別所	熊本県
(中部矯正管区)		大分少年鑑別所	大分県
名古屋刑務所	愛知県	宮崎少年鑑別所	宮崎県
湖南学院	石川県	鹿児島少年鑑別所	鹿児島県
瀬戸少年院	愛知県	那覇少年鑑別所	沖縄県
愛知少年院	愛知県	(備考)	
宮川医療少年院	三重県	※矯正心理専門職区分からの採用者は、主に少年鑑別所での採用となりますが、刑事施設（札幌刑務所、宮城刑務所、府中刑務所、川越少年刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、広島刑務所及び福岡刑務所等）で採用される場合もあります。	
金沢少年鑑別所	石川県	※法務教官区分からの採用者は、主に少年院又は少年鑑別所での採用となりますが、刑事施設（府中刑務所及び川越少年刑務所）で採用される場合もあります。	
岐阜少年鑑別所	岐阜県		
名古屋少年鑑別所	愛知県		
(分所) 富山少年鑑別支所	富山県		
(分所) 福井少年鑑別支所	福井県		
津少年鑑別所	三重県		

(保護観察官)

地方更生保護委員会及び 保護観察所の所在地	
庁 名	地方名
北海道地方更生保護委員会	北海道
札幌保護観察所	
函館保護観察所	
旭川保護観察所	
釧路保護観察所	
東北地方更生保護委員会	東北
青森保護観察所	
盛岡保護観察所	
仙台保護観察所	
秋田保護観察所	
山形保護観察所	関東
福島保護観察所	
関東地方更生保護委員会	
水戸保護観察所	
宇都宮保護観察所	
前橋保護観察所	
さいたま保護観察所	
千葉保護観察所	
東京保護観察所	
横浜保護観察所	
新潟保護観察所	中部
甲府保護観察所	
長野保護観察所	
静岡保護観察所	
中部地方更生保護委員会	
富山保護観察所	
金沢保護観察所	
福井保護観察所	近畿
岐阜保護観察所	
名古屋保護観察所	
津保護観察所	
近畿地方更生保護委員会	
大津保護観察所	中国
京都保護観察所	
大阪保護観察所	
神戸保護観察所	
奈良保護観察所	
和歌山保護観察所	
中国地方更生保護委員会	中国
鳥取保護観察所	
松江保護観察所	
岡山保護観察所	
広島保護観察所	
山口保護観察所	四国
四国地方更生保護委員会	
徳島保護観察所	
高松保護観察所	
松山保護観察所	
高知保護観察所	九州
九州地方更生保護委員会	
福岡保護観察所	
佐賀保護観察所	
長崎保護観察所	
熊本保護観察所	
大分保護観察所	
宮崎保護観察所	
鹿児島保護観察所	
那覇保護観察所	
(備考)	
※保護観察官区分からの採用者は、地方更生保護委員会又は保護観察所での採用となります。	

注 意 事 項

- ① **専門学校（専修学校の専門課程）修了（見込）者の方は、別紙 1 の証明書用紙**に、専修学校の専門課程の修了又は修了見込証明を受け、第 2 次試験（人物試験）当日に必ず提出してください。
- ② **高等学校の専攻科の課程修了（見込）者の方は、別紙 2 の証明書用紙**に、高等学校の専攻科の課程の修了又は修了見込証明を受け、第 2 次試験（人物試験）当日に必ず提出してください。
- ③ **短期大学、高等専門学校等（①又は②以外）の課程修了（見込）者の方は、別紙 1 又は別紙 2 の証明書用紙は使用せず、受験申込みの際に登録した**学校の発行する卒業証明書又は卒業見込証明書****を第 2 次試験（人物試験）当日に必ず提出してください。

いずれの場合も、期限までに提出しなかった場合には、受験が無効となりますので御注意ください。

短期大学相当の専修学校の専門課程修了（見込）者用（例）

修了 証明書 修了見込

氏 名： _____

生 年 月 日： 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 学校

課程	学科	年制	昼夜別
----	----	----	-----

の修了（見込）者（次の2の課程にあっては、当該課程への入学が平成29年4月1日前である者に限る。）であることを証明します。

なお、上記の課程は、次のとおりです。（次の1又は2に○を付してください。）

- 1 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ、総授業時数が1,700時間以上又は総単位数が62単位以上の授業の履修を義務付けている課程
- 2 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするもの

年 月 日

証 明 者 所 在 地

学 校 名

学校長名

試験の名称	第1次試験地	試験の区分	受験番号
-------	--------	-------	------

(短期大学相当の専修学校の専門課程修了（見込）者用)

別紙 2

短期大学相当の高等学校の専攻科の課程修了（見込）者用（例）

修 了 証 明 書 修了見込

氏 名： _____

生 年 月 日： 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 高等学校

専攻科 _____ 課程 _____ 学科 _____ 年制

の修了（見込）者であることを証明します。

なお、上記の課程は、学校教育法に基づく高等学校の専攻科の課程のうち、同法第
58条の2の文部科学大臣が定める基準を満たす課程です。

年 _____ 月 _____ 日

証 明 者 所 在 地

学 校 名

学校長名

試験の名称	第1次試験地	試験の区分	受験番号

(短期大学相当の高等学校の専攻科の課程修了（見込）者用)